

14. 「組物の意匠」の場合

同時に使用される二以上の物品が、別表二に記載された組物に該当し、組物全体として統一があるときは、二以上の物品を「組物の意匠」という一意匠として出願できます。(意匠審査基準 72 参照)

14.1 願書の記載の留意点

【意匠に係る物品】の欄には、別表二に掲げられた組物の「一組の〇〇セット」という記載の何れかをそのまま記載する必要があります。

【意匠に係る物品の説明】、【意匠の説明】の記載は、通常在意匠登録出願と同様です。

14.2 図面の記載の留意点

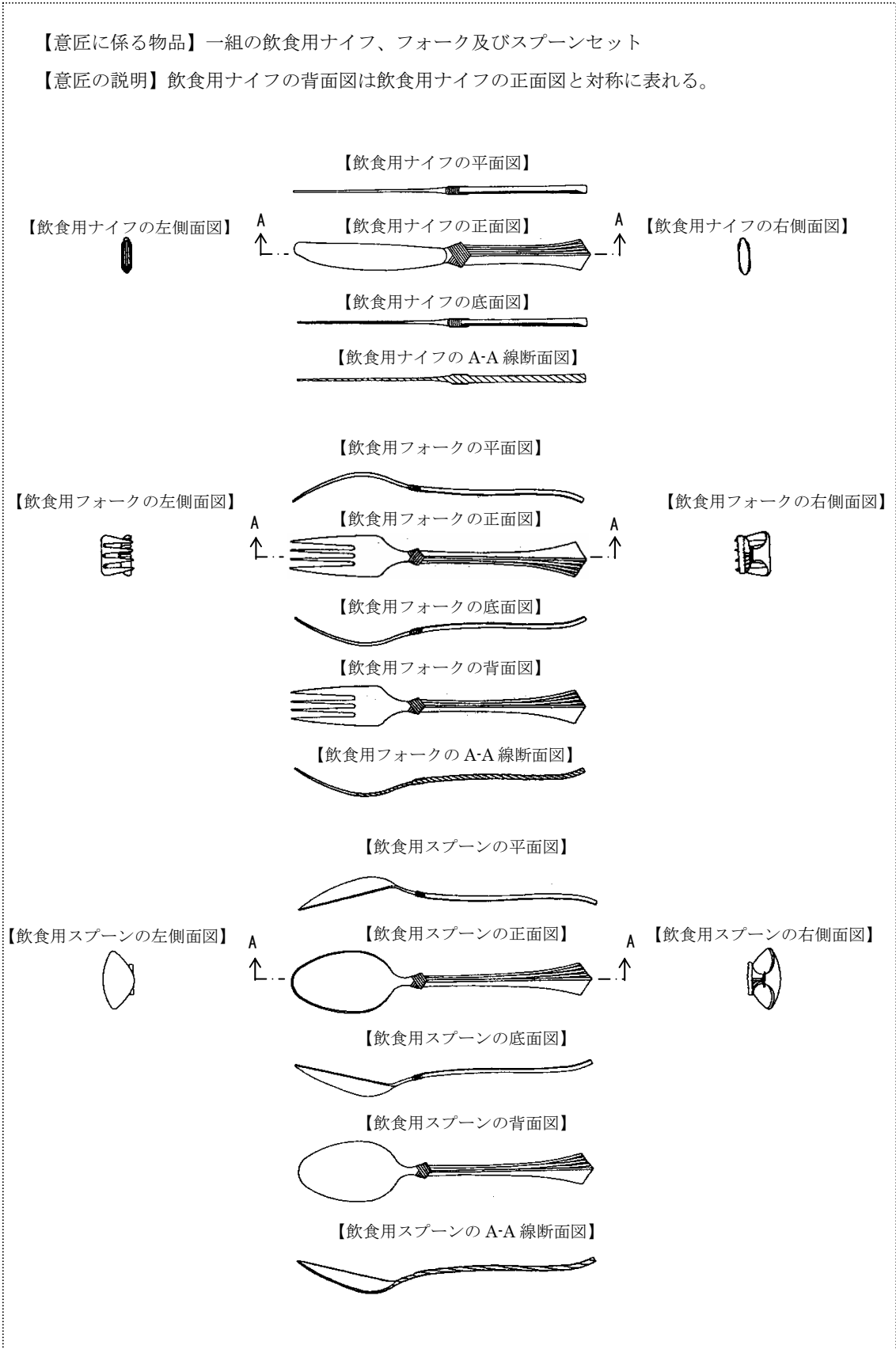
(1) 図面の記載の二つの場合

- ①組物を構成する各物品の個々の形態を表せば、組物の意匠を十分表すことができる場合は、組物を構成する各物品について、それぞれ「一組の6面図」等を記載します。
- ②「組物の意匠」が組み合わせた状態で統一感を有する場合は、組物を構成する各物品について、それぞれ「一組の6面図」等を記載するとともに、全構成物品が組み合わされた状態の形態について、十分表現されるよう必要な図を記載します。

(2) 図の表示

- ①個々の構成物品を表す図についての図の表示は、図示する構成物品の名称(別表一で定める「物品の区分」または「物品の区分」と同程度の区分)を付けた図名(【〇〇の正面図】【〇〇の背面図】等)を記載します。
- ②構成物品の「物品の区分」が同一の場合は、例えば【いす1の正面図】【いす2の正面図】等、図の表示が重複しないように記載します。
- ③組み合わせた状態で統一感を有する場合の図の表示は、組み合わせた状態の「一組の6面図」を【正面図】、【背面図】等と記載し、各構成物品については、【〇〇の正面図】等と記載します。

〔図 3.14-1〕組物を構成する各物品の個々の形態のみを表した図面の記載例



〔図 3.14-2〕組み合わせた状態の形態も表す必要がある場合の図面の記載例

【意匠に係る物品】 一組の薬味入れセット

【意匠の説明】 本物品は一組の薬味入れセットに関するものであり、1個の皿の上にこしょうふりと食卓塩ふりを斜め方向に相対向して置いたものである。受け皿の底面図は、平面図と同一に表れる。

